

教育委員会会議 定例会

令和 8 年 4 月 1 5 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 1 号 山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会「夜間中学・学びの多様化学校認知度向上業務委託」に係る選定審査委員会委員の委嘱・任命について
- 第 2 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について
- 第 3 号 令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について
- 第 4 号 令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
- 第 5 号 山梨県立科学館指定管理者選定委員会委員の任命について
- 第 6 号 山梨県立青少年センター指定管理者選定委員会委員の任命について
- 第 7 号 山梨県立八ヶ岳少年自然の家指定管理者選定委員会委員の任命について
- 第 8 号 令和 8 年度未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業に係るプロポーザル方式事業者選定審査委員会委員の任命について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

- (1) 令和 7 年度公立小学校における 25 人学級の実施状況について
- (2) 令和 8 年度山梨県公立小中学校における 1 人 1 台端末の導入業務について
- (3) 令和 9 年度採用山梨県公立学校教員選考検査について
- (4) 令和 7 年度山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について
- (5) やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

議案第 1 号

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会「夜間中学・学びの多様化学校認知度向上業務委託」に係る選定審査委員会委員の委嘱・任命について

[資料別途配付]

議案第 2 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

[資料別途配付]

議案 第 3 号

令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会委員（20 人）を次のとおり決定する。

教科用図書選定審議会委員（別紙）

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 9 条の規定に基づき、委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案 第 4 号

令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会に対し次のとおり諮問する。

諮問第一項

令和 8 年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和 9 年度使用教科用図書の採択について

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条の規定に基づき、諮問する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和 8 年 4 月 1 5 日 定例教育委員会)

課 名

特別支援教育・児童生徒
支援課 義務教育課

件 名	令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
経 緯	○ 令和 8 年度採択について ・特別支援教育関係教科書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」の採択替えを行う。 ※特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校以外の公立小中学校が使用する教科書は、令和 5 年度（小学校）・令和 6 年度（中学校）に採択した教科書を使用する。（無償措置法施行令 第 1 5 条） ○ 選定審議会の設置について ・県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立以外）の校長の行う採択事務について、適切な指導、助言又は援助を行う。（無償措置法 1 0 条） ・県教育委員会は、指導、助言又は援助を行う際、毎年度選定審議会を設置し、審議会の意見をきかなければならない。（無償措置法 1 1 条） ○ 選定審議会委員について ・委員は、本県の条例により 2 0 人とされており、以下のとおり構成される。 1 義務教育諸学校の校長及び教員 2 県教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の教育長、委員及び指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員 3 教育に関し学識経験を有する者 （山梨県教科用図書選定審議会の定数に関する条例、無償措置法施行令 9 条） ○ 選定審議会への諮問事項について ・審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。（無償措置法施行令 8 条） 1 採択基準の作成 2 選定に必要な参考資料の作成 3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項 4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項
内 容	令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会委員（案）（別紙） 令和 8 年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について 1 令和 8 年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書）採択基準について 2 特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書）採択参考資料について 3 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について 4 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和 9 年度使用教科用図書の採択について

議案第 5 号

山梨県立科学館指定管理者選定委員会委員の任命について

[資料別途配付]

議案第 6 号

山梨県立青少年センター指定管理者選定委員会委員の任命について

[資料別途配付]

議案第 7 号

山梨県立八ヶ岳少年自然の家指定管理者選定委員会委員の任命について

[資料別途配付]

議案第 8 号

令和8年度未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業に係るプロポーザル方式事業者選定審査委員会委員の任命について

[資料別途配付]

(令和 8 年 4 月 1 5 日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件
名

令和 7 年度公立小学校における 25 人学級の実施状況について

経
緯

令和 3 年度から小学校 1 年生に導入した 25 人学級編制は、学年進行で令和 8 年度に小学校 6 年生まで拡大したことにより、小学校全学年での制度の導入が完成した。

内
容

令和 7 年度の公立小学校における 25 人学級の実施状況は次のとおりである。
令和 7 年度は、25 人学級導入前と導入後の小学校 4 年生が効果検証の対象学年であるため、小学校 1～4 年生の公表できる数値をまとめた。

＜小学校＞

○25 人学級を実施している学校の割合（1 学年でも実施している学校を含む）

- ・実施校（アクティブクラスを含め、制度を使用する学校）：55%（91 校／165 校）
- ・対象外校（制度を使用せず、全学級が 25 人以下の学校）：45%（74 校／165 校）

○上記実施校の内訳（1～4 年生）

- ・25 人学級編制：80%（73 校／91 校）
- ・アクティブクラス：20%（18 校／91 校）

○上記実施校の学級数における内訳（1～4 年生）

- ・25 人学級編制：90%（714 学級／791 学級）
- ・アクティブクラス：10%（77 学級／791 学級）

○25 人学級の対象外の学校も含めた割合（学校別）

- ・25 人学級編制：89%（147 校／165 校）[対象 73 校、対象外 74 校]
- ・アクティブクラス：11%（18 校／165 校）

○25 人学級の対象外の学校も含めた割合（学級数別）

- ・25 人学級編制：93%（1022 学級／1099 学級）[対象 714 学級、対象外 308 学級]
- ・アクティブクラス：7%（77 学級／1099 学級）

※アクティブクラスとは、はぐくみプラン実施要綱に基づき、はぐくみプラン該当基準のもとで教員加配を行い、1 学級当たりの教員数を増やす方法のことをいう。

その他報告 2

令和 8 年度山梨県公立小中学校における 1 人 1 台端末の導入業務について

[資料別途配付]

課 名	義務教育課・高校教育課	令和8年4月15日 定例教育委員会
件名	令和9年度採用 山梨県公立学校教員選考検査について	
経緯	◆ 昨年度の状況 令和8年度採用検査（令和7年度実施） 1. 志願書の提出期間 令和7年4月30日(水)～6月2日(火) 2. 第一次検査 令和7年7月6日(日) 場所：総合教育C・甲府南高校・甲府城西高校・東京会場 3. 第二次検査 1回目 令和7年8月2日(土) 場所：総合教育センター 2回目 令和7年8月12日(火)・13日(水)・14日(木) 場所：中央高校 4. 二次検査通過者発表 令和7年9月24日(水)	
概要	◆ 令和9年度採用教員選考検査(令和8年度実施)実施日程等について ○検査方法の改善点 ・第2志望の拡大（いずれも志望する普通免許状を有している（又は取得見込）ことが条件） 小学校(第1志望)→中学校(第2志望)、中学校(第1志望)→小学校(第2志望)に加えて、 高等学校(第1志望)→中学校もしくは特別支援学校(第2志望)が可能。 ・高等学校の農業・工業の募集単位の変更 高等学校の農業・工業の各専門分野を系列ごとにまとめて募集する。また、それぞれの専門教養検査において共通問題と選択問題を導入 農業A(園芸)、農業B(食品化学)、農業C(農業土木、林業、造園) 工業A(電気、電子)、工業B(建築、土木)、工業C(機械)、工業D(工業化学) 1. 令和9年度採用検査案内の配布 ・配布開始時期 令和8年3月30日(月) ・配布場所 県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所、県東京・大阪事務所、各市町村教育委員会、山梨暮らし支援センター、大学 (県義務教育課ホームページには3月12日(木)に掲載済) 2. 採用予定数 未定 3. 志願書の提出期限 インターネットによる申し込み（6月2日(火)17時まで） 4. 選考検査日程 ・第一次検査 日時：令和8年7月5日（日） 場所：総合教育センター・甲府南高校・甲府城西高校・東京会場 ・第一次検査結果発表 令和8年7月下旬 ・第二次検査 1回目 日時：令和8年8月1日(土) 場所：総合教育センター 2回目 日時：令和8年8月8日(土)・9日(日)・10日(月) 場所：中央高校 ・第二次検査結果発表 令和8年9月下旬 5. 秋期検査 ・R9年度採用検査での採用内定状況や今後の採用状況の推移を考慮しながら、来年度の採用数確定後、募集等を検討していく。 ・R8年度採用検査と同様の実施方法（適性検査・小論文・面接・集団討議） ・不足が予想される校種・教科に絞っての募集（採用内定者数の確定後、検討）	

【令和 8 年 4 月 1 5 日（水）】

課名

保健体育課

件名	令和 7 年度 山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について
内容	I 調査の概要 1 目的 本調査は、平成 1 7 年度より、本県独自に県内の公立小・中・高等学校・定時制高等学校の全ての児童生徒を対象に実施。県内の児童生徒の体力及び生活習慣の状況を把握・分析し、各学校における健やかな体の育成に活用。 ※ 文部科学省が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（小 5 ・中 2 対象）においては、本県の児童生徒と全国平均値を比較・分析。 2 内容 文部科学省が定める調査要領 ○「新体力テスト」（8 種目）／握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ボール投げ ○「健康実態調査」生活習慣に関するアンケート(10 項目)／運動の実施頻度、運動時間、朝食摂取状況、睡眠時間、テレビ等の接触時間 など 3 時期 令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月 4 対象 約 63,432 人 (県内公立小・中・高等学校・定時制高等学校の児童生徒 男女各 16 学年) II 調査結果の概要 1 実技に関する調査 ○ 体力合計点が令和 6 年度を上回った学年数は、男子 8 学年、女子 9 学年 ・小学校は、令和 6 年度の結果と比較し大きな変化は認められない。 ・中学校は、2 年生男子以外で令和 6 年度の結果を上回り、特に 3 年生男子は過去 10 年間で最高値。 ・高等学校（全日制）は、1、2 年生男女で令和 6 年度の結果を上回った。 ○ 過去 10 年間で結果が最も高かった主な測定種目の学年数 ・男子は、長座体前屈（5 学年）、反復横とび（4 学年）、立ち幅とび（3 学年）、ボール投げ（3 学年） ・女子は、長座体前屈（2 学年）、立ち幅とび（2 学年）、ボール投げ（3 学年） ○ 過去 10 年間で結果が最も低かった主な測定種目の学年数 ・男子は、握力（6 学年）、20m シャトルラン（4 学年）、50m 走（5 学年） ・女子は、握力（4 学年）、20m シャトルラン（4 学年）、50m 走（8 学年）、ボール投げ（5 学年） 2 健康実態に関する調査 ○「ほとんど毎日」運動すると回答した割合は、令和 6 年度より男子では 11 学年、女子では 7 学年で増加。特に、中学生は、男女ともすべての学年で増加。 ○ 朝食を「毎日食べない」と回答した割合は、令和 6 年度より男子 9 学年、女子 7 学年で増加。10 年前と比較すると、小中学校ではほとんどの学年において「毎日食べる」割合が減少しており、朝食を食べずに登校している割合が増えている。

- 1日の睡眠時間が「6時間未満」と回答した割合は、10年前と比べて、小学校では3、5年生男を除く全ての学年で増加。中学校では3年生女子を除く全ての学年で増加。
- テレビ・スマートフォン等の使用時間が「平日1日3時間以上」と回答した割合は、10年前と比べて、男女とも全ての学年で増加。中学生以上で顕著に増加している。

3 健康実態調査項目と体力合計点との関係

- 毎日朝食を食べると回答した児童生徒の体力合計点は、それ以外の児童生徒と比べて概ね高い。
- テレビ・スマートフォン等を視聴する時間が1時間未満と回答した児童生徒の体力合計点は、3時間以上の児童生徒と比べて高い。

4 考察

- ・ 学校教育活動をはじめとする様々な体育的活動により、体力向上につながる運動機会が増えたことで、特に中学生を中心に児童生徒の体力は概ね回復傾向。
- ・ 運動やスポーツの実施頻度の改善は、これまで取り組んできた「楽しい体育・保健体育」の実践や「健康体力づくり一校一実践運動」の成果と考えられる。
- ・ 走力、筋力に課題があるため、走る、跳ぶ、支える、ぶら下がるなどの運動を子どもたちが継続して楽しむ機会を設ける必要がある。
- ・ 日常的に運動をする習慣をつけることをはじめ、食事・休養を含めた望ましい生活習慣の形成も体力向上には重要であると考えられる。

Ⅲ 今後の対応策

児童生徒が運動の楽しさを実感し、自ら進んで運動に取り組むことができるようにする。

- 令和7年度から「子どもの運動習慣推進事業」を実施
 - ・ 幼稚園教員・小学校教員等を対象にした運動遊びの講習会を実施し、幼少期からの運動の習慣化を図る。
 - ・ 運動あそびのプログラムを、外部指導者を活用して楽しみながら実施することで、自発的な運動習慣の定着を図る。
 - ・ 開発した運動プログラムと動画を、学校関係者と家庭に周知することにより、保護者も含めた運動習慣の形成を図る。
 - ・ 子どもの体力や運動習慣等について、専門的な知見に基づく調査分析を行い、取組の工夫・改善に努める。
- 楽しい体育授業づくりの工夫と運動時間や運動内容の改善
 - ・ 走力、筋力、全身持久力の課題解決につながる運動を、児童生徒が楽しみながら進んで行うことができるよう、授業内容の改善を図る。また、系統性を踏まえ主体的な取組につながるように授業改善を図る。
- 健康・体力づくり一校一実践運動
 - ・ 各学校が、自校の児童生徒の体力や生活習慣の課題を踏まえ、望ましい生活習慣の形成や運動習慣の定着を通じて体力向上を図るためのプログラムを計画し実行する。
 - ・ 小学校においては、授業で楽しいと感じた運動を、休憩時間においても親しむことができるよう、各学校の工夫や実践事例を紹介し、休憩時間における運動遊びを奨励していく。
- 目指せ!やまなしチャンピオン（小学校）
 - ・ 全県の小学生が、なわとび、ロングランニングなどの記録を競い合うことを通して、運動の習慣化を図る。

やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（趣旨・全体構成）

令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間に新たに「改革実行期間」と位置付け、「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること」を目指して、本県の考え方を示すもの

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続き等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動について

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 地域展開の円滑な推進に当たっての対応
 - (1) 県及び市町村等における体制整備
 - (2) 国・県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生活の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

参考・関連リンク等

やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(主な内容①)

改革の理念

地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる

- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

改革実行期間ロードマップ

令和14年度には、休日の全ての地域クラブが確実に実施している状況をつくるため、12年度までに、原則として休日の全ての学校部活動の地域展開を目途に取り組みを進める。

フェーズ

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

令和13年度

市町村等の 取組目標

1つ以上の
地域クラブ活動
実施

休日の学校部
活動数
20%以上を
地域クラブ活動

休日の学校部
活動数
50%以上を
地域クラブ活動

休日の学校部
活動数
70%以上を
地域クラブ活動

休日の全ての
学校部活動を
地域クラブ活動

休日の
地域クラブ活動の
持続的な実施
及び平日へ拡大

県の取組・市町村への伴走支援等

【体制整備】

- ・山梨県地域クラブ活動推進連絡会
- ・市町村担当者会
- ・コーディネーター研修会
- ・広域的な連携推進
- ・多様なスポーツ・文化活動推進
- ・小学校との連携推進
(教員の兼職兼業)
- ・県立高校との連携推進
(施設・人材の活用)

【指導者養成・確保】

- ・「新スポカルやまなし」指導者に加え、コーディネーター、見守り支援者など多様な人材を募集
- ・オンデマンド研修機能を追加
- ・大学と連携した指導者育成

【普及啓発】

- ・市町村への最新情報の提供
国の動向、県内外の先進事例等
- ・やまなし版新ガイドラインを通じた改革の理解促進
- ・「新スポカルやまなし」研修機能等の新機能の周知活用促進
- ・兼職兼業について理解促進

【財源確保】

- ・企業との連携推進
応援企業の募集・連携
- ・財政確保の研究・検討
財源確保・経済的支援に係る研究・検討
- ・経済的困窮世帯支援の研究・検討



やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(主な内容②)

受益者負担のイメージ

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- 地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、多様な設定があり得る。
- 持続可能な活動機会を確保する観点から、受益者負担と公的負担のバランス等の費用負担の在り方等について、保護者を含めた関係者との検討・情報共有・共通理解が重要である。

認定地域クラブについて（認定要件）

- 学校部活動の教育的意義を受け継ぎ、生徒が地域で主体的に参加できる多様な活動機会を保障していること。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版DBSの活用、「認定地域クラブ活動指導者」の指導等）等

指導者の確保・育成

- 中学生等が参加する活動であることを踏まえ、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が重要。
- 『新スポカルやまなし』等を活用し、地域の多様な人材の発掘・マッチングを進める。
- 指導を希望する教師等の兼職兼業を促進する。



生徒の安全安心の確保

- 学校部活動と同様に、事故、暴力・暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止し、生徒が安全・安心に活動できる環境を整えることが不可欠。
- 事案が発生した場合は、保護者や生徒が在籍する中学校等と連携し、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応。
- 個々の指導者任せにせず、運営団体・実施主体が組織的に対応する。
- 事実確認にあたっては、被害者・加害者・関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じた適切な対応を行う。
- いじめ事案については、地方公共団体および学校もいじめ防止対策推進法に基づき適切に対応する。

やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(主な内容③)

障害のある生徒の活動機会の確保

- 障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要。
- 市町村等においては、共生の視点を大切にした地域クラブ活動の機運醸成や、「誰もが参加できる・誰もが楽しむ」観点での地域クラブ活動の内容の充実を図る。

学校部活動の在り方

地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示すほか、国立・私立の中学校等及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意するとともに、ガイドラインの遵守に向けた指導・運営に係る体制の在り方について検討する。

学校部活動に関する方針の策定

- 校長は、本ガイドライン等に則り適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定・公表

適切な活動時間・休養日等の設定

【休養日】

- 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）は少なくとも1日以上。
- シーズン期（教育内大会4週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度。
- 学校の休業日（学期中の週休日を含む）は1日3時間程度。週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内。



大会・コンクールの在り方

大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保することが必要。

※いわゆる県またぎ・市町村等またぎの場合も大会参加等が可能となるよう留意。